

# 東京都板橋区乳児等通園支援事業認可等事務取扱要綱

令和7年12月17日区長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年板橋区条例第42号。以下「条例」という。）、東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和7年板橋区規則第97号。以下「条例施行規則」という。）、及び東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号（以下「法施行規則」という。）その他法令の定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の認可及びその内容変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指す。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例、条例施行規則及び法施行規則に定めるところによる。

## (設置経営主体)

第3条 乳児等通園支援事業所の設置経営主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、財務内容が適正であって、直近の会計期間において、当該設置経営主体の全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、3年連続して損失を計上していないことを要件とする。

2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日こ成保発第154号こども家庭庁育成局長通知）第1の2の(2)によることとする。

## (定員)

第4条 一般型乳児等通園支援事業の定員は、年齢区分ごとに定める。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業の定員は、当該施設における利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の範囲内において、年齢区分ごとに定める。

## (一般型乳児等通園支援事業の建物及び設備の基準)

第5条 一般型乳児等通園支援事業の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令の定めるところに従うほか、採光、照明、換気等入

所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び条例施行規則並びに次に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。この場合において、一般型乳児等通園支援事業を実施する場合は、乳児等通園支援を行う専用室を設ける専用室独立型を基本とする。

(1) 基準設備・面積等

| 区分                           | 要件                                                                                             |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児室又はほふく室                    | 条例第21条第1項第2号に定める面積を、乳児等通園支援に有効な面積として確保すること。                                                    |
| 保育室又は遊戯室                     | 条例第21条第1項第5号に定める面積を、乳児等通園支援に有効な面積として確保すること。                                                    |
| 調理室又は調理設備等<br>(食事を提供する場合に限る) | 乳幼児が簡単に立ち入ることがないよう、乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。                           |
| 便所                           | 便所専用の手洗設備を設けるとともに、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室並びに調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。また、定員に見合う面積、設備を有すること。 |

(2) 非常口は、火災等の非常時に児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置すること。

(3) 一般型乳児等通園支援事業を実施する建物を新築又は増改築する場合は、設置者は「室内化学物質対策実施基準」(別表1)に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に事業を開始すること。

(4) 乳児等通園支援を行う専用の部屋や乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室(以下「乳児等通園支援を行う専用の部屋等」という。)がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物  
イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI<sub>s</sub>値0.7以上、かつ、q値1.0以上若しくはC<sub>t</sub>uS<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあってはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物

(5) 条例第6条第2項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回実施すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たすこと。

（一般型乳児等通園支援事業の職員）

第6条 給付対象施設として区長から確認を受けた乳児等通園支援事業所にあっては、子ども・子育て支援法第68条第4項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足すること。

2 条例に定める職員については、乳児等通園支援事業を適切に運営するため、下記の基準を満たすこととする。

(1) 職員配置基準について

条例第22条及び条例施行規則第4条に規定する職員を乳児等通園支援に直接従事する職員とし、以下の計算式により算出した数を配置する。

（計算式）

条例施行規則第4条第2項に規定する児童の年齢区分別に、定員を同項で規定する乳児等通園支援従事者数の基準となる児童数で除した数を小数点1位（小数点以下2位切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を基準数とする。また、この数に2分の1を乗じ、小数点以下を切り上げた数以上を保育士とする。

(2) 乳児等通園支援に直接従事する職員の雇用形態

ア 乳児等通園支援に直接従事する職員は、利用乳幼児と安定的かつ継続的に関わることができる常勤の職員をもって確保することを基本とする。

イ 「常勤の職員」については、次の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たすこととする。

（ア）期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）

（イ）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること

（ウ）勤務時間が、当該事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1カ月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること

（エ）当該事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること

(3) 乳児等通園支援に直接従事する職員の勤務体制

ア 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）による乳幼児の発達に応じたグループ編成を明確にし、次のいずれにも該当すること。

（ア）原則、専任の常勤保育士を各グループに1人以上（乳児を含む各グループであって、当該グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は2人以上。）配置すること。

（イ）設置者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。

イ 開所時間中については、現に乳児等通園支援を受けている乳幼児数に対して、条例第22条及び条例施行規則第4条に規定する児童の年齢区分別の職員配置基準数以上の乳児等通園支援に直接従事する職員を配置すること。

(4) 乳児等通園支援従事者の要件

条例第22条に定める乳児等通園支援従事者とは、保育士又は区長が行う研修（「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修をいい、区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とする。

(5) 乳児等通園支援事業に直接従事する職員に係る留意事項

設置者及び実務を担当する幹部職員は、乳児等通園支援に直接従事する職員を安定的に雇用し、その資質の向上を図るため、次の点に留意するものとする。

ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低待遇の職員が生じることのないよう留意すること。

ウ 法第48条の4第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

(6) 調理員の配置

食事の提供を行う場合において、調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号通知）の定めるところにより実施するものとする。

(7) 実務を担当する幹部職員（現場責任者）の配置

乳児等通園支援事業所には、次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当する社会

福祉事業に関する知識又は経験を有する実務を担当する幹部職員（現場責任者）を置くこと。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

（余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準）

第7条 余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準については、条例及び余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する施設について規定する各要綱において定めるところによる。ただし、前条第2項第7号の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（衛生管理）

第8条 乳児等通園支援事業所の設置者は、条例第14条に定めるもの及び下記に定める衛生上必要な措置を講じるものとする。

(1) 次に定める基準を満たすほか、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号）を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底するものとする。

ア 感染予防の実効を期するため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添）を参考とすること。

イ 調理従事者等（調乳含む）は、臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じてノロウィルスの検査を含めること。また、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱等の症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等綿密な注意を払うこと。

ウ 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するため自主点検を毎日実施すること。

エ 調理室から各室まで食事を安全かつ衛生的に運べること。特に、乳児等通園支援を行う専用の部屋等を運搬経路とする場合は、衛生管理のほか、利用乳幼児の安全（衝突、火傷等）

に留意すること。

- (2) 体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品のほか、必要な医薬品等を安全かつ衛生的に備えるものとする。

(開所時間及び休業日)

第9条 開所時間及び休業日は、設置者が区と協議して定める。

(事業認可の手続き)

第10条 乳児等通園支援事業に関する認可を受けようとする者は、法第34条の15第2項、児童福祉法施行規則（昭和23年3月厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の36第1項及び第2項並びに法施行規則第33条第1項の規定に基づき、次項及び第4項に定めるところにより申請の手続を行うものとする。

2 設置主体は認可の審査に必要な書類の提出について、区の指示に従うとともに、次に掲げる書類を提出し、事前の協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、余裕活用型乳児等通園支援事業のみを実施する場合で、事業を実施予定の施設において認可を受けた際に区に提出した書類と変更がない場合は、第2号並びに第4号ク及びケに掲げる書類については提出を省略することができる。また、区長が必要と認める場合は、提出書類の内容につき実地調査を行う場合がある。

(1) 乳児等通園支援事業調査書（別記第1号様式）

(2) 建物、その他の設備関係に関する次の書類

ア 事業所等の案内図（施設の所在地、最寄駅からの経路及び周辺環境が分かるもの）

イ 事業所等の配置図（敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向の避難路と隣地の状況等が分かるもの）

ウ 建物の平面図

エ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（火災等の非常時に児童の避難に有効な非常口が2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

オ 既存建築物の場合は、事業所の建物建築時の建築確認申請書、確認済証の写し（建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが確認できるもの。）、検査済証の写し（確認申請どおりに工事が行われていることが確認できるもの。）。ただし、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。

カ 第5条第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる文書等

(3) 乳児等通園支援事業の運営方針に関する次の書類

運営規程（条例第16条に定める重要事項に関する規定及び条例第19条に定める苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

(4) 設置者の状況に関する次の書類（社会福祉法人及び学校法人にあっては次のアからカまで及びクに掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあってはアからケまでに掲げる書類）

ア 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（別記第2号様式）

イ 資金計画書

ウ 乳児等通園支援事業の今後5年間の収支予算書

エ 直近3年間に係る決算報告書

オ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書

カ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書

キ 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書

ク 預貯金の残高証明書（事前協議書類の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）

ケ 納税状況に関する次の証明書

（ア） 納税額、未納税額等の証明書

（イ） 所得金額の証明書

（ウ） 滞納処分を受けたことがないことの証明書

(5) その他区長が必要と認めるもの

3 設置主体は、乳児等通園支援事業の実施に伴い当該事業を実施する場所の工事を行う場合には、前項に定める事前協議に加えて、子ども家庭部長が別に定めるところにより、計画承認申請を行わなければならない。

4 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、法第34条の15第2項及び法施行規則第33条第1項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業認可申請書（法施行規則別記第61号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。ただし、余裕活用型乳児等通園支援事業のみを実施する場合で、事業を実施予定の施設において認可を受けた際に区に提出した書類と変更がないときには第2号並びに第4号サ及びシに掲げる書類の提出を、第2項に定める事前協議書類として提出した内容と変更がない場合にあっては区長

が提出不要と認める書類の提出を省略することができる。

(1) 職員関係に関する次の書類

- ア 職員の構成書（別記第3号様式）
- イ 条例第22条及び条例施行規則第4条の規定により事業所に置かなければならないこととされた職員（才において「基準職員」という。）の履歴書の写し
- ウ 資格証明書等の写し又は研修の認定証（修了証）等の写し
- エ 所定労働時間等の明記された雇用条件通知書等の写し
- オ 代表者が基準職員を兼任する場合は、兼任する業務の実施態勢を確認することができる書類
- カ 食事を事業所等の外部から搬入する場合は、搬入に係る協定書等の写し
- キ 調理業務を第三者に委託する場合は、当該調理業務の委託に係る契約書の写し
- ク 実務を担当する幹部職員の履歴書及び第6条第2項第7号に定める要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明書等）

(2) 土地、建物、その他の設備関係に関する次の書類

- ア 事業所等の案内図（施設の所在地、最寄駅からの経路及び周辺環境が分かるもの）
- イ 事業所等の配置図（敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向避難路と隣地の状況等が分かるもの）
- ウ 建物の平面図
- エ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（火災等の非常時に児童の避難に有効な非常口が2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- オ 事業所の建物建築時の建築確認申請書及び確認済証の写し（建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが確認できるもの。）及び検査済証の写し（確認申請どおりに工事が行われていることが確認できるもの。）。
- カ 自己所有の土地又は建物を使用して事業所等を運営しようとする場合にあっては、事業所等の建物又は土地の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。
- キ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省

雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）

ク 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に関する法令に基づく届出書及び管轄消防署との相談事項を記載した議事録及び検査結果通知等の写し

ケ 「室内化学物質対策実施基準」（別表1）により実施した測定結果が分かる書類（一般型乳児等通園支援事業を実施する建物を新築又は増改築する場合のみ）

コ 第5条第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる文書等

サ 条例第21条第1項第7号及び条例施行規則第3条の基準を満たしていることを客観的に確認できる文書等

(3) 乳児等通園支援事業の運営方針に関する次の書類

ア 運営規程（条例第16条に定める重要な事項に関する規定及び条例第19条に定める苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

イ 事業所等を所管する労働基準監督署の受理印のある就業規則等（給与規程、育児休業規程等を含む。）の写し

ウ 重要な事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、条例第16条に定める重要な事項に関する規定及び条例第19条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

エ 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度（施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）の保険証書等の写し

(4) 設置者の状況に関する次の書類

社会福祉法人及び学校法人にあっては次のアからケまで及びサに掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあってはアからシまでに掲げる書類

ア 法人代表者の履歴書

イ 履歴事項全部証明書

ウ 定款、寄附行為その他の規約

エ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（別記第2号様式）

オ 資金計画書

カ 乳児等通園支援事業の今後5年間の收支予算書

キ 直近3年間に係る決算報告書

ク 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の收支（損益）予算書

- ヶ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- コ 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書
- サ 預貯金の残高証明書（認可申請書の提出期限の2箇月前以降の時点の残高のもの）
- シ 納税状況に関する次の証明書
  - (ア) 納税額、未納税額等の証明書
  - (イ) 所得金額の証明書
  - (ウ) 滞納処分を受けたことがないことの証明書
- (5) 乳児等通園支援事業調査書（別記第1号様式）
- (6) その他区長が必要と認めるもの

（内容変更（届）の手続）

第11条 乳児等通園支援事業の建物その他設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者又は実務を担当する幹部職員等を変更しようとする者は、省令第36条の36第3項及び第4項、法施行規則第34条の規定により、区長が指定する日までに、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業認可内容変更届（法施行規則別記第64号様式）に次に掲げる書類を添付させ、区へ提出するものとする。ただし、建物及びその他の設備の変更で工事等を伴う変更の場合は、事前（基本計画の段階等）に区と協議するものとする。また、区長は、必要に応じて所属職員をして実地調査を行い、届出内容の確認を行わせるものとする。

- (1) 名称の変更に関する次の書類
  - ア 設置者における名称変更の決議書等の写し
  - イ その他区長が必要と認めるもの
- (2) 所在地（住所）表示の変更に関する次の書類
  - 区から発行される住居表示変更の通知
- (3) 設置者の名称の変更に関する次の書類
  - 履歴事項全部証明書
- (4) 設置者の代表者の変更に関する次の書類
  - ア 履歴事項全部証明書
  - イ 代表者の履歴書
  - ウ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（別記第2号様式）
- (5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更に関する次の書類

## 履歴事項証明書

(6) 土地、建物の規模構造及び使用区分（乳児等通園支援を行う専用の部屋等の設置位置等）並びに施設敷地の使用に係る権利関係の変更に関する次の書類

ア 建物・土地の状況（別記第4号様式）

イ 事業所等の案内図（施設名称、施設の所在地、最寄駅からの経路及び周辺環境が表示されているもの）

ウ 変更前後の事業所等の配置図

エ 変更前後の建物の平面図

オ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

カ 条例第21条第1項第7号及び条例施行規則第3条の基準を満たしていることを客観的に確認できる文書等

キ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ク 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件で土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ケ 「室内化学物質対策実施基準」（別表1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。（一般型乳児等通園支援事業を実施する建物を新築又は増改築する場合のみ））

コ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合に限る。）

(7) 定員又は年齢区分、類型等の運営に関する変更に関する次の書類（定員又は年齢区分については一般型乳児等通園支援事業のみ）

ア 職員の構成書（別記第3号様式）

イ 乳児等通園支援事業調査書（別記第1号様式）（施設の名称、定員及び乳児等通園支援を行う専用の部屋等の面積のみ記載すること。）

ウ その他区長が必要と認めるもの

(8) 実務を担当する幹部職員の変更に関する次の書類

第6条第2項第7号に定める実務を担当する幹部職員要件の趣旨を十分勘案の上、行うこと。

ア 実務を担当する幹部職員の履歴書

イ 第6条第2項第7号に定める実務を担当する幹部職員要件を充足することを証する書面  
(保育士証の写し、勤務証明書等)

ウ 乳児等通園支援事業調査書(別記第1号様式)(施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。)

エ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書(別記第2号様式)

(9) 調理業務に関する変更に関する次の書類

ア 調理業務委託契約書の写し(新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合)

イ 外部搬入に係る契約書の写し(新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合)

(廃止・休止)

第12条 乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止する場合は、その公共性から、多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と協議を行うものとする。この場合において、休止とは原則として1年を超えない期間停止をすることが多い、建物設備について国庫や都又は区の補助がなされた乳児等通園支援事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

2 乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする設置者は、法34条の15第7項及び法施行規則第36条の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書(法施行規則別記第66号様式、次項において「承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の相当期間前までに区に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を確認することができる書類

ア 現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置

イ 廃止しようとする場合にあっては財産の処分

ウ 廃止又は休止についての利用者への周知内容

エ 廃止又は休止した後の職員の処遇

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定

める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第10条の規定による認可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。